

愛知県立大学キャリア支援委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、入試・学生支援センターに設置するキャリア支援委員会（以下「委員会」という。）について、入試・学生支援センター規程第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 就職ガイダンス等に関すること。
- (2) 就職に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 就職支援のための広報に関すること。
- (4) 就職相談に関すること。
- (5) 就職先の開拓に関すること。
- (6) インターンシップに関すること。
- (7) その他学生の進路指導、キャリア形成、就職支援活動に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 入試・学生支援センター長
- (2) 入試・学生支援センター副センター長
- (3) キャリア支援室長
- (4) 各学科（ヨーロッパ学科を除く。）、ヨーロッパ学科各専攻及び大学院各研究科から選出された者（各研究科においては、学部から選出された者が当該研究科の委員を兼ねる。） 各1名
- (5) 入試・学生支援センター長が指名する事務職員

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、入試・学生支援センター長又は副センター長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(招 集)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 3分の1以上の委員の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

(議 長)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定足数及び議決方法)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、学生支援課が担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 廃止

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から適用する。